

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第●条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下「新開示告示」という。）第二条第五項（新開示告示第三条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第一面及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新開示告示第四条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項及び新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項に規定する別紙様式第五号（第一面及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成については適用し、適用日前に終了した半期（四月から九月までの半期をいう。）に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新開示告示第六条第二項に規定する別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。